

【研修内容の変遷】

[illegible]

2 研修事業の内容の変遷

(1) 精神保健福祉センターにおける研修の位置づけ

当所の研修事業については、「精神保健福祉センター運営要領 3センターの業務 (3) 人材育成」により「保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。」と規定されている。研修事業は人材育成事業の一つとして、当所の主要な業務の一つであり、他の業務との密接な関連のもとに総合的に推進されることとなっている。

(2) 精神保健福祉を担う人材育成～基本の研修

昭和 39 年「保健所精神衛生相談室担当者専門技術指導講座」(7 日間)を開講したのを最初とし、翌昭和 40 年に精神衛生センターが設置されて以降現在まで、一貫して実施してきた。

昭和 40 年精神衛生法改正で「地域精神衛生の第一線機関」と位置づけられた保健所の基盤づくりや充実のための研修を、幹部まで順次拡大実施した。その後、担当職員の研修は現在まで継続して実施されている。

- ・保健所精神衛生担当者研修、精神保健研修、基礎研修、担当者研修 等 (昭和 40 年～現在)
- ・新任精神保健福祉相談員研修、新任精神保健福祉関係職員研修 等 (平成 9 年～現在)

平成 7 年精神保健福祉法により、大都市特例や市町村の役割が明示された。大きな変化としては平成 14 年度より、精神障害者の福祉サービスとその利用に関する相談を、従来の保健所から市町村が担うことになり、研修の対象や内容をそれに対応させたことである。併せて市町村を広域的専門的に支援する役割として、保健福祉事務所と共催の地域ニーズに応じた研修も開始した。

- ・地域精神保健福祉市町村研修、地域支援研修 等 (平成 11 年～現在)

(3) 事業別の研修

法改正や業務の拡大等に伴い、事業別の研修を実施してきた。研修単独でなく会議・連絡会と組み合わせて、地域のニーズに合わせるなど、様々な形で企画されてきた。

- ・社会復帰関係

職親、社会復帰事業担当者、社会復帰関係者 等 (昭和 57 年～平成 19 年)

- ・アルコール依存関係

保健所関係者アルコール研修 等 (昭和 58 年～平成 14 年)

アルコール健康相談研修 (平成 16 年～現在)

(平成 15 年まではアルコール健康相談連絡会)

- ・思春期関係

思春期精神保健研修 等 (平成 4 年～平成 12 年)

- ・認知症関係

老人性痴呆疾患従事者研修 等 (平成 4 年～平成 12 年)

- ・薬物依存関係

薬物相談業務研修（平成 11 年～現在）

- ・精神障害者ケアマネジメント従事者養成研修

障害別の開催（平成 12 年～平成 17 年）

平成 18 年に 3 障害別々に実施していた研修が統合された。

- ・ホームヘルプ関係

精神障害者ホームヘルパー養成講習会（平成 13 年試行的事業～平成 17 年）

居宅介護サービス技術支援研修

（平成 19 年の調査研究ニーズを受け 平成 20 年～平成 21 年に研修として実施）

- ・退院後生活環境相談員及び地域援助支援事業者等研修

（平成 28 年～令和 1 年 令和 2 年は実施予定であったが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

- ・地域移行・地域定着支援事業関係

地域移行・地域定着支援事業研修の円滑な実施及び普及啓発を目的に研修会(3) 人材育成 保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。(年 1 回)を開始した(令和1年まで実施し、令和 2 年以降新型コロナ感染拡大防止のため中止となり、令和 4 年以降は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの事業の一つとして各地域で当初の目的を踏まえた研修が実施されたため当所での役割を終了した。平成 30 年度より、ピアサポーターのスキルアップを目的にピアサポーター研修を開始した。

- ・自殺対策関係

自殺対策研修、自殺対策基礎研修（平成 18 年～現在）

自死遺族支援研修、未遂者支援研修（平成 19 年～現在）

ゲートキーパー(こころサポーター)養成指導者研修（平成 22 年～現在）

出前講座（教職員対象）（平成 24 年～現在） 等

- ・アウトリーチ関係

アウトリーチ支援研修（平成 23 年） 等